

重要事項説明書

(介護保険適用外サービス)

あなたに対する介護保険適用外サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

電話 0858-75-3553 午前8時30分～午後5時

訪問介護管理者 塚川 真理子

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 当事業所の概要

事業所名	ほのぼのホームヘルパーステーション
所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1875 番地
事業所の指定番号	鳥取県第3171200391号
通常の事業の実施地域	智頭町
営業時間・営業日	午前8時30分～午後5時 訪問介護 月～日曜日
サービス提供時間	午前6時30分～午後10時
職員体制	管理者 1名 サービス提供責任者 2名以上 訪問介護員 5名以上
サービスの種類	訪問介護 訪問介護相当サービス

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある者に対し、意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう介護その他必要な援助を行う。

4. サービスの内容

訪問介護	身体介護	食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、等
	生活援助	買物、調理、掃除、洗濯、等
	その他	介護相談等

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県・市町村・ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所の責に帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 塚川 眞理子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

市町村 地域包括支援センター	智頭町地域包括支援センター 電話番号 0858-75-6007 受付時間 平日午前8時30分～午後5時00分
-------------------	--

7. 苦情申立窓口

利用者ご相談窓口	ほのぼのホームヘルプステーション 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分 電話番号 0858-75-3553 所在地 智頭町大字智頭1875番地 担当者 塚川 眞理子
智頭町	智頭町地域包括支援センター 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分 電話番号 0858-75-6007 F A X 0858-75-4110 所在地 智頭町大字智頭1875番地
鳥取県福祉サービス 運営適正化委員会	受付時間 平日 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0857-59-6335 F A X 0857-59-6340 所在地 鳥取市伏野1729番地5 鳥取県立福祉人材研修センター内

8. 緊急時の対応方法

① 緊急事態が発生した場合は、主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 ② 緊急時連絡先に連絡いたします。		
利用者の 主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力 医療機関	医療機関の名称	国民健康保険 智頭病院
	所在地	八頭郡智頭町大字智頭1875番地
	電話番号	0858-75-3211
	診療科	
緊急 連絡先	氏名	
	住所	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	